

遊佐町契約に関する規則

昭和39年3月28日

規則第2号

目次

第1章 総則

第2章 一般競争入札による契約

第3章 指名競争入札による契約

第4章 随意契約

第5章 建設工事の特例

附則

建設工事請負契約約款

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、契約の締結について必要な事項を規定することを目的とする。

(契約書の作成及び省略)

第2条 町長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）と契約を締結しようとするもの（以下「契約者」という。）は、契約金額、契約の目的及び内容、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書2通を作成し、契約に必要な書類及び契約保証金の必要なものについては契約保証金の領収書を添えて契約担当者に提出し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保管するものとする。ただし、次の各号の1に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 1件300,000円を超えない契約（一般競争入札による契約を除く。）
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品売払の場合であつて、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。
- (4) その他第1号以外の随意契約について契約担当者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 契約書の作成を省略する場合においては、請書を徴することができる。

3 契約者は、当該契約が競争入札によるものであるときは、第14条に規定する落札決定通知を受けたときから7日以内に第1項に規定する契約書等の提出を行わなければならない。この期間を経過したときは、落札又は契約の決定を取り消すものとする。

4 前項の期間は、特別の事由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

(平10規則17・平13規則17・平26規則26・一部改正)

(保証金)

第3条 契約担当者は、競争入札に参加しようとし又は契約を締結しようとする者に対し、次の保証金を納めさせなければならない。

- (1) 入札保証金 入札金額の100分の3以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

2 次の各号の1に該当する場合は、入札保証金を減免することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 次の各号の1に該当する場合は、契約保証金を減免することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 前項第2号に該当するとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (6) 競争入札に係る契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が300万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 委託契約、修繕契約又は物品納入契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行できなくなつたときに、当該契約を履行できなくなる部分の金員の支払を行わないことが担保されているとき。

4 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定により、契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 鉄道債券その他の政府の保証のある債権
- (2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、又は債務保証をした小切手
- (3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債券

(4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保険事業会社(本条において「金融機関等」という。)の保証

5 契約担当者は、金融機関等の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提供させ、その提供を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした金融機関等との間に保証契約を締結しなければならない。

6 契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保の保証の価値は、金融機関等の保証にあつては、その保証する金額にこれを換算したものとする。

(平10規則17・平14規則7・平26規則26・一部改正)

(保証金の還付)

第4条 入札保証金は、落札人が定まつたときにおいて受領書と引換えに還付する。

2 落札者の入札保証金は、前項の規定にかかわらず、契約が確定したときに還付する。ただし、これを契約保証金の一部に振り替えることができる。

3 契約保証金は、契約履行後これを還付する。

第5条 削除

(平10規則17)

(前金払)

第6条 政令第163条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る建設に関する工事等に要する経費については、当該経費の100分の40(設計業務等については、100分の30)を超えない範囲内において、前金払いをすることができる。

2 保証事業会社の保証に係る請負代金の額が1,000万円以上の工事については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合は、当該経費の10分の2を超えない範囲内において、前項の前金払に追加して前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(平14規則7・平22規則2・平26規則26・令4規則4・一部改正)

(部分払)

第7条 契約金額200万円を超える工事の出来形部分又は物件の既納部分に対し、工事完成前又は物件完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の規定による支払金額は、工事についてはその出来形部分に対する10分の9、

物件の購入についてはその既納部分に対する代価を超えてはならない。

(平10規則17・平26規則26・一部改正)

(契約の解除)

第8条 契約者が次の各号の1に該当するときは、契約を解除し、契約に別段の定めがある場合のほか、契約保証金は、町に帰属するものとする。

- (1) 故意又は過怠により期限内に契約を履行する見込がないとき。
- (2) 契約の締結後自己の都合その他正当な事由なくして契約を辞退したとき。
- (3) 契約の締結後その入札に関し不正の行為があつたことを発見したとき。
- (4) 無資格者であることが判明したとき。
- (5) その他契約条項に違反し、又は契約担当者の指揮に従わないとき。

2 契約担当者は、前項の規定によつて契約を解除した場合において契約保証金を免除しているときは、契約金額の100分の10以上の違約金を徴収するものとする。

3 工事請負契約約款を添付する工事以外の委託契約、修繕契約又は物品納入契約で入札に付する契約（同様の方法により行う契約を含む。）については、契約書に別記様式を添付して行うものとする。

(平10規則17・平16規則6・平26規則26・一部改正)

(契約期間の延長)

第9条 契約者が天災地変その他正当な事由又は契約者の責に帰すべき事由により履行期間内にその義務を完了することができないときは、契約者は、その理由を付して直ちに契約担当者に履行期間の延長を求めなければならない。

2 前項の規定により履行期間を延長した場合において、契約者の責に帰すべき事由によるときは、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅滞金を徴収するものとする。

(平10規則17・平21規則17・平22規則2・平23規則5・平25規則14・平26規則3・平28規則27・平29規則2・令2規則4・令3規則4・一部改正)

(遅滞金の徴収の日数計算)

第10条 前条の遅延日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。工事請負又は物件購入の検査不合格となつた場合における手直、補強又は引換等のためにする第1回の指定日数についても、同様とする。

(平26規則26・一部改正)

(引渡)

第11条 物件購入の場合における目的物の引渡は、引渡場所において検査に合格したときをもつて完了する。

2 前項の引渡前に生じた損害は、すべて契約者の負担とする。ただし、本町が故意又は

過失によつて生ぜしめた損害については、この限りでない。

(違約金等の相殺)

第12条 契約担当者は、契約者が第8条第2項の規定による違約金及び第9条第2項の規定による遅滞金を納付しないときは、契約者に支払うべき金額からこれを控除することができる。

(入札の無効)

第13条 次の各号の1に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者の入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札又は入札書中要領を知得できない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明かに連合によると認められる入札

(落札通知)

第14条 落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知する。

第2章 一般競争入札による契約

(入札参加申込及び期間)

第15条 契約担当者は、入札参加申込書の提出があつたときは、当該申し込みに係る者の信用状況及び必要な資格の有無等を調査して、当該資格を有すると認めた場合は、入札参加登録簿に登載しなければならない。

2 前項の入札参加登録簿に登録された者を一般競争入札に参加させることのできる期間は、町長が別に定める基準年の4月1日から2年間とする。

(平10規則17・全改)

(入札の公告)

第15条の2 政令第167条の6の規定による公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、次に掲げる事項を告示してこれを行うものとする。ただし、緊急を要するときは、5日前までに当該期限を短縮することができる。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項等を示す場所
- (4) 入札及び開札の日時並びに場所
- (5) 入札及び契約の保証金に関する事項
- (6) 政令第167条の6第2項に規定する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平24規則6・追加)

(入札執行者)

第16条 契約担当者は、入札の執行に際し、あらかじめ職員のうちから指定した者にその事務を行なわせることができる。

(平19規則3・一部改正)

(予定価格調書)

第17条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する設計書、仕様書等によつて予定し、予定価格を記載した書面を封書にし開札場所におかなければならない。

(平13規則17・一部改正)

(入札の要領)

第18条 入札は、入札執行者が、入札しようとする者に対し、所定の時間内に必要事項を記載の上記名押印した入札書並びに入札保証金の領収書を提出させて行なうものとする。

(平10規則17・一部改正)

(代理人による入札)

第19条 入札が代理人による場合は、委任状を提出させなければならない。

第3章 指名競争入札による契約

(入札者の指名)

第20条 指名競争入札に付そうとするときは、3人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、契約の内容により当該指名競争入札に参加できる者が3人に達しない場合は、2人の入札者を指名することができる。

(平24規則6・一部改正)

(準用規定)

第21条 第14条から第19条までの規定は、指名競争入札による契約の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約)

第21条の2 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(見積書)

第22条 随意契約によろうとするときは、第2条第1項第1号に規定する場合を除き、2人以上の見積書を徴さなければならない。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(平24規則6・平26規則26・一部改正)

(予定価格の決定)

第23条 契約担当者は、第2条第1項第1号に規定する場合を除き、設計書、仕様書その他参考資料によつて予定価格を定めておかななければならない。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(平24規則6・平26規則26・一部改正)

(契約決定通知)

第24条 契約を行なうことを決定したときは、その旨を決定した相手方に通知しなければならない。

第5章 建設工事の特例

(入札参加者の提出書類)

第25条 建設工事の入札者は、第15条の規定にかかわらず、入札参加申込書に次の書類を添え、契約担当者に提出しておかななければならない。ただし、既に提出したことのある者又はこの必要がないと認められたものは、この限りでない。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により許可を受けた者

ア 経営事項審査結果通知書(写)

イ 工事経歴書

ウ 営業所一覧表

エ 技術者名簿

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

(2) 建設業法第3条第1項ただし書の規定により、許可を受けないで建設業を営むことのできる者

ア 登記簿謄本(法人)

イ 前号イ、ウ及びオに掲げる書類

(平10規則17・全改、令4規則4・一部改正)

(建設工事の約款)

第26条 建設工事の請負契約については、特別の定めがあるものを除くほか、別記建設工事請負契約約款に基づいて、契約しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 遊佐町契約条例施行規則（昭和31年町規則第6号）は、廃止する。

附 則（昭和47年7月30日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月26日規則第1号）

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の遊佐町契約に関する規則の規定に基づいて契約されたものは、なお従前の例による。

附 則（昭和57年8月2日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月30日規則第8号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年1月19日規則第1号）

この規則は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（平成元年3月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年7月31日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年5月29日規則第13号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成10年5月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第20号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月20日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月20日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月30日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月17日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月9日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月8日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月18日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月6日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年4月23日規則第26号)

この規則は、平成26年5月12日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月17日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年11月28日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月11日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月15日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日規則第4号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。